

## 参考指標

### ■参考指標2 国の地方消費者行政強化作戦の「政策目標」に係る府内の状況

▶ 国の第4期消費者基本計画との整合性を図るため、府内の状況を継続的に把握する

出典：令和5年度 地方消費者行政の現況調査（令和5年4月1日時点実績）

【検証方法】 地方消費者行政強化作戦2020「施策目標」について、国の調査を活用

※人口は令和5年1月1日時点の住民基本台帳を利用

| 消費者庁 地方消費者行政強化作戦2020「政策目標」 《政策目標ごとの現状》                                      | 府内市町村の状況      | 目標達成状況  | 備考   |
|---|---------------|---|--|
| <b>&lt;政策目標1&gt; 消費生活相談体制の強化【消費生活センターの設置促進】</b>                             |               |   |  |
| 1-1 消費生活センター設置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上   | 37/43（市町村）    | ○(98.8%)  | 未設置：能勢町、豊能町、島本町、岬町、田尻町、忠岡町   |
| <b>&lt;政策目標2&gt; 消費生活相談の質の向上【消費生活相談員の配置・レベルアップの促進】</b>                      |               |   |  |
| 2-1 消費生活相談員配置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上  | 40/43（市町村）    | ○（99.6%）  | 未設置：豊能町、能勢町、田尻町  |
| 2-2 相談員資格保有率75%以上   | 159/162（名）    | ○（98.1%）  | —  |
| 2-3 相談員の研修参加率100%（各年度）  | 153/162（名）    | ×（94.4%）  | —  |
| 2-4 指定消費生活相談員配置（全都道府県）  | 府3名           | ○   | —  |
| <b>&lt;政策目標3&gt; 消費者教育の推進等【若年者の消費者教育の推進等】【地域における消費者教育推進体制の確保】【SDGsへの取組】</b> |               |   |  |
| 3-1 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した全国での実践的な消費者教育の実施                                    | 282/340（校）    | 83.0%   | 対象校：（国公立）（私立）高等学校等、特別支援学校、高等専門学校   |
| 3-2 若年者の消費者ホットライン188の認知度30%以上（全国）   | —             | 15～19歳の「消費者ホットライン188」の認知度 42.9%<br>※消費者庁公表結果より(R4.4月) | 大阪Qネット調査(R2,1実施)18歳以上の大阪府民1,000サンプル<br>・言葉を聞いたことがあり、内容も知っている 18～39歳 7.4%<br>・言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない 18～39歳 29.0% |
| 3-3 若年者の消費生活センターの認知度75%以上（全国）   | —             | 15～19歳の「消費生活センター」の認知度 72.9%<br>※消費者庁公表結果より(R4.4月)     | —  |
| 3-4 消費者教育コーディネーターの配置の推進（全都道府県、政令市）  | 2/3（府市）       | 府○ 政令市△   | 未設置：堺市   |
| 3-5 消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育推進計画の策定（都道府県内の政令市及び中核市の対応済みの割合を50%以上）              | 協議会設置<br>計画策定 | 協議会設置 ×（33.3%）<br>計画策定 ×（33.3%）                       | 未設置：高槻市、東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市<br>未策定：高槻市、東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市   |
| 3-6 講習等（出前講座を含む）の実施市区町村割合75%以上  | 32/43（市町村）    | ×（74.4%）  | 未実施：松原市、羽曳野市、柏原市、泉南市 等   |
| 3-7 エシカル消費の推進（全都道府県、政令市）  | 2/3（府市）       | 府○ 政令市△   | 未実施：堺市<br>【例】啓発パンフレットの作成やイベント・ラジオ等での周知（府、大阪市）  |
| 3-8 消費者志向経営の普及・推進（全都道府県）  | —             | ○   | 【例】イベントでの啓発  |
| <b>&lt;政策目標4&gt; 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実【消費者安全確保地域協議会の設置】【地域の見守り活動の充実】</b> |               |   |  |
| 4-1 消費者安全確保地域協議会設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上                                     | 14/43（市町村）    | ○（58.0%）  | 設置市：大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、貝塚市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、交野市   |
| 4-2 地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上                         | 6/43（市町村）     | ×（8.6%）   | 活用市町村：貝塚市、守口市、八尾市、富田林市、羽曳野市、四條畷市   |
| 4-3 見守り活動を通じた消費者被害の未然防止、拡大防止  | —             | ○   | 高齢者の見守り向け講座（大阪市、豊中市、高槻市、八尾市、寝屋川市、等）、地域サポーターの活用（大阪市、堺市、岸和田市、枚方市）  |
| <b>&lt;政策目標5&gt; 特定適格消費者団体、適格消費者団体、消費者団体の活動の充実</b>                          | —             | ○   | 消費者団体へ活動の場を提供（府）、事業補助金の交付（堺市）  |
| <b>&lt;政策目標6&gt; 法執行体制の充実（全都道府県）</b>  | —             | ○   | —  |
| <b>&lt;政策目標7&gt; 地方における消費者政策推進のための体制強化【地方版消費者基本計画】【消費者行政職員】</b>             |               |   |  |
| 7-1 地方消費者基本計画の策定（全都道府県、政令市）   | 2/3（府市）       | 府○ 政令市△   | 未策定：大阪市  |
| 7-2 消費者行政職員の研修参加率80%以上  | 141/210（名）    | ×（67.1%）  | —  |